

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月16日
【計算期間】	第8期（自 平成21年3月18日 至 平成22年3月17日）
【ファンド名】	スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・ファンド
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷口 正樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【事務連絡者氏名】	田中 美紀子
【連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【電話番号】	03-5435-8200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

わが国の株式市場および金利動向にかかわらず、投資対象有価証券の価格変動リスクを極力回避し、絶対値基準での信託財産の中・長期的に安定的な成長を図ることを目標として運用を行います。その目的達成のため、主として親投資信託「スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている株式を売建てする運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象は円建て資産としますが、日本企業が海外で発行した円建て転換社債なども対象とします。当ファンドは、市場環境に左右されない絶対的なリターンによって、中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。よって、当該ファンドに運用目標となるベンチマークは特に定めませんこととします。

② 信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。なお、委託者は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／特殊型（ロング・ショート型）」に分類されます。

＊ロング・ショート型とは将来の成長が見込まれる株式を買建て（ロング・ポジション）する一方で、過大評価されている株式を主に信用取引により売建て（ショート・ポジション）するという2つのポジションを組み合わせる手法を用いるものですが、当ファンドは買建てと売建てとを同額保有する市場中立型（マーケット・ニュートラル運用）のファンドではありません。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型		その他資産 ()	特殊型 (ロング・ショート型)
	内外	資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類定義＞

- 単位型・追加型による商品分類 : 追加型
※一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 投資対象地域による商品分類 : 国内
※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象資産（収益の源泉）による商品分類 : 株式
※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	ブル・ベア型
一般	年2回	日本		条件付運用型
大型株	年4回	北米	ファンド・	ロング・ショート型
中小型株	年6回	欧州	オブ・	
債券	(隔月)	アジア	ファンズ	
一般	年12回	オセアニア		その他
公債	(毎月)	中南米		()
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット	()	(中東)		
属性		エマージング		
()				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(株式一般))				
資産複合				
()				

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

<属性区分定義>

- ・投資対象資産による属性区分 : その他資産（投資信託証券（株式 一般））
- ・決算頻度による属性区分 : 年1回
※目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象地域による属性区分 : 日本
※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資形態による属性区分 : ファミリーファンド
※目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記記載は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ファンドの特色

○ロング・ショート戦略を用いた日本株式ファンドです。

ロング・ショート戦略とは、株式のロング（買建て）とショート（売建て）を同時に保有することにより、市場全体の上昇・下落にかかわらず、中長期的にプラスの絶対リターンを目指すファンドです。

○個別企業の調査を基に、銘柄選択します。

スパークスは、1989年の創業以来、「マクロはミクロの集積である。」という投資哲学を一貫して継続しております。

運用・調査スタッフの企業訪問は週に約60回、年間で3,000回以上にのぼっており、（2009年実績）徹底したボトムアップ・リサーチにより、企業価値を実態面から計測し、ロング・ショート・ポジションを構築します。

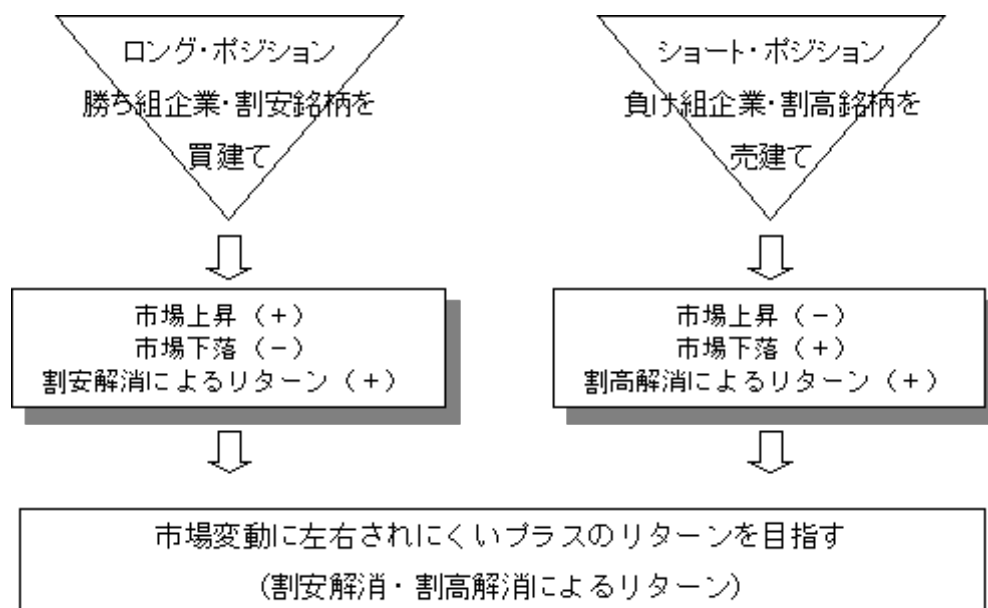
○スパークス・アセット・マネジメント株式会社が運用します。

スパークスは、1997年6月より、日本株ロング・ショートの運用を開始。

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

ロング・ショート戦略

株式の買建て（ロング）と売建て（ショート）を同時に保有することにより、市場全体の上昇・下落に関わらず、安定的にリターンをあげる事を目指す投資戦略



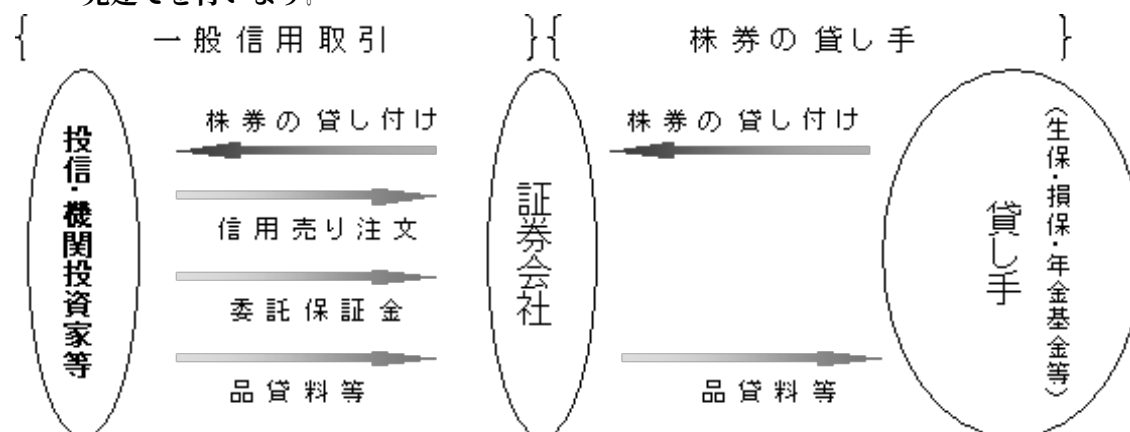
なぜ、ロング・ショート戦略か

- 1990年代の日本の金融商品取引所において、「勝ち組企業」と「負け組企業」に対する評価が明確化
 - 大企業においても、事業の再構築の進展度合いにより、市場の評価が二極化
 - 1990年代には上場企業においても、業種間の評価格差および同一業種内での企業の二極化が急激に進展
 - 個別企業は、かつての規模・売上高重視の経営から利益重視の経営への転換を図るため、事業の再構築を推進し、株式市場もそういった企業努力を積極的に評価
- ⇒ボトムアップ・リサーチにより、二極化現象を的確に捉えることがロング・ショート運用の鍵

売建て（ショート）とは

- 売建て（ショート）とは、株式を空売りすることです。

当初売建て（ショート）した価格よりも、株価が下落すると買戻す価格が低くなり、利益が出ます。逆に、株価が上昇してしまうと、買戻す価格が高くなり損失となります。当ファンドは主に一般信用取引による売建てを行います。



信用取引とは

- 信用取引とは、証券会社等から株券を借りて、金融商品取引所で売ること。この借りた株券は、あらかじめ

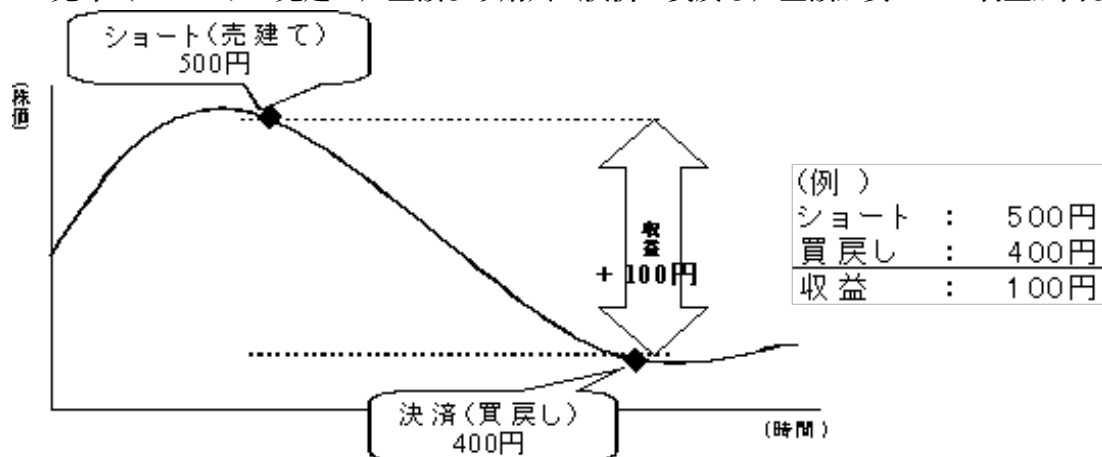
め定められた期限内に弁済することが必要です。弁済する方法としては、株式を後に買い入れて返済する（現物決済）と反対売買をして差額を受け渡す（差金決済）があります。

●このうち、一般信用取引とは、信用取引に関する金利、品貸料、弁済の期限などについて、証券会社と顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引のことです。

○売建て（ショート）の損益イメージ

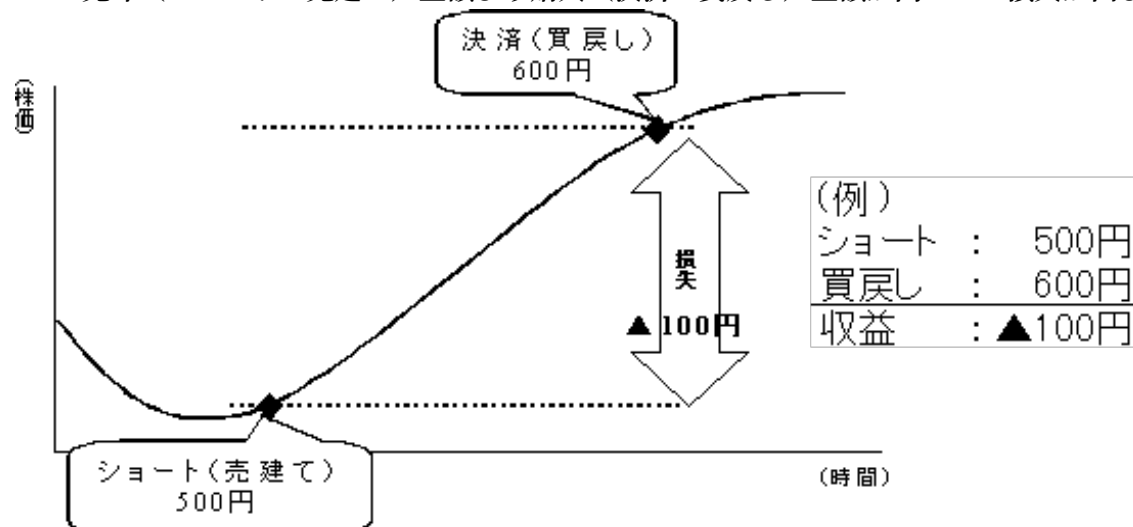
●ショートした時より、株価が下がった時点で買い戻した場合

売却（ショート＝売建て）金額より購入（決済＝買戻し）金額が安いので利益が出ます。



●ショートした時より、株価が上がった時点で買い戻した場合

売却（ショート＝売建て）金額より購入（決済＝買戻し）金額が高いため損失が出ます。



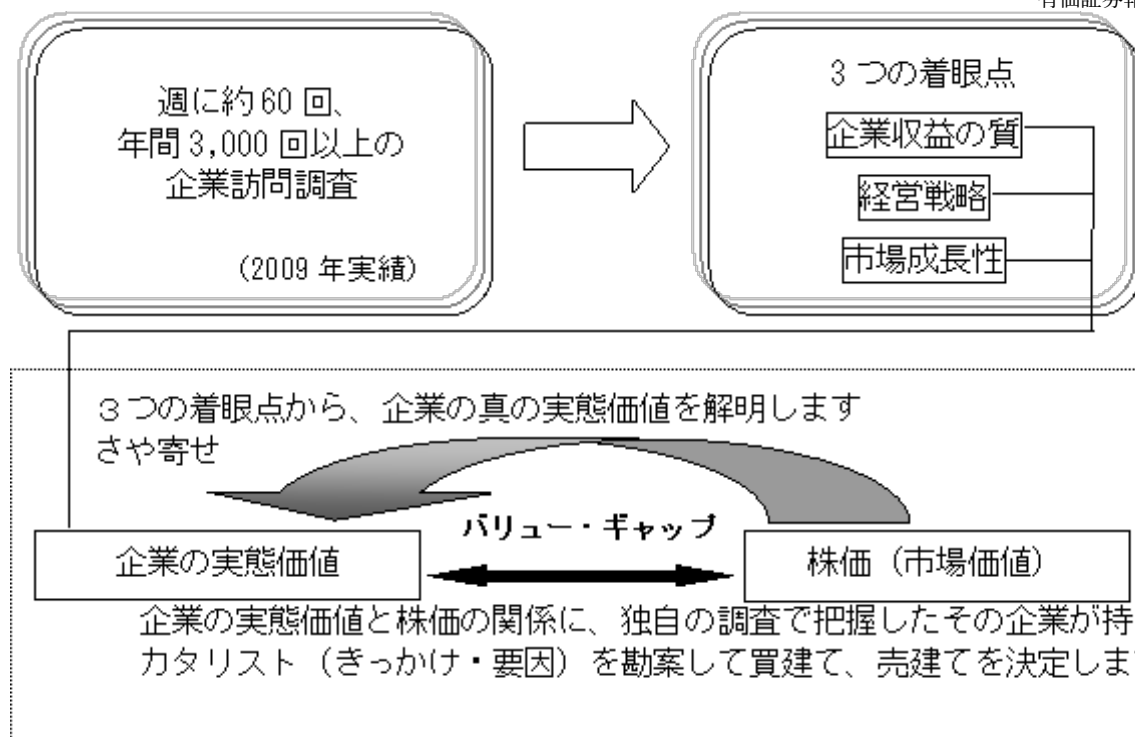
注1) 実際には売建て（ショート）実行に伴い別途売買委託手数料、品貸料等のコストがかかるため、実際の損益とは異なります。

注2) 上記はあくまで理解を深めるためのイメージ図です。当ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。

徹底したボトムアップ・リサーチに基づく銘柄評価

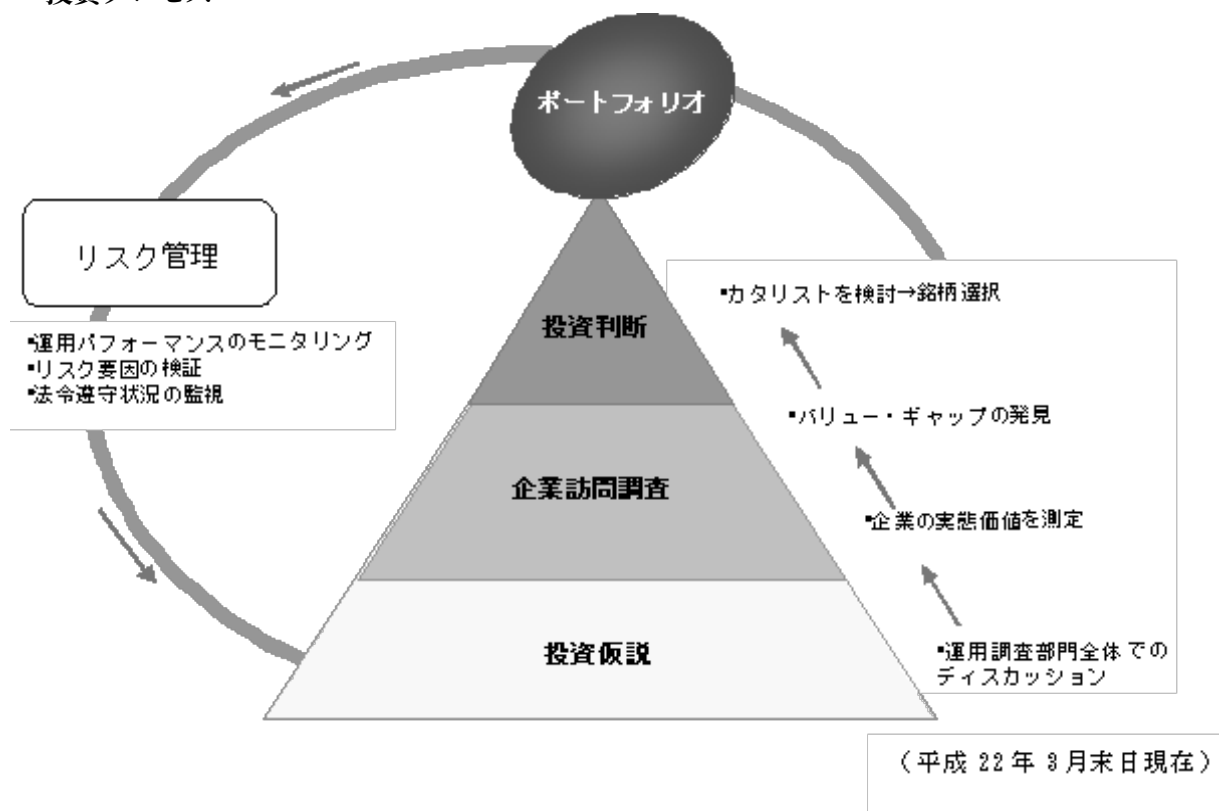
○企業訪問の際に主として企業収益の質、経営戦略、市場成長性を丹念に調査し、事業リスクなどを勘案した上で3年間の収益及びキャッシュ・フローの予測を行い、企業の実態面から見た株式価値を計測します。

○日々の株価は、企業の実態面から見た株式価値とは何らかの理由で一致しない場合が多く、このバリュース・ギャップ（企業の実態面から見た株式価値と実際の株価との差）を投資機会と捉えます。

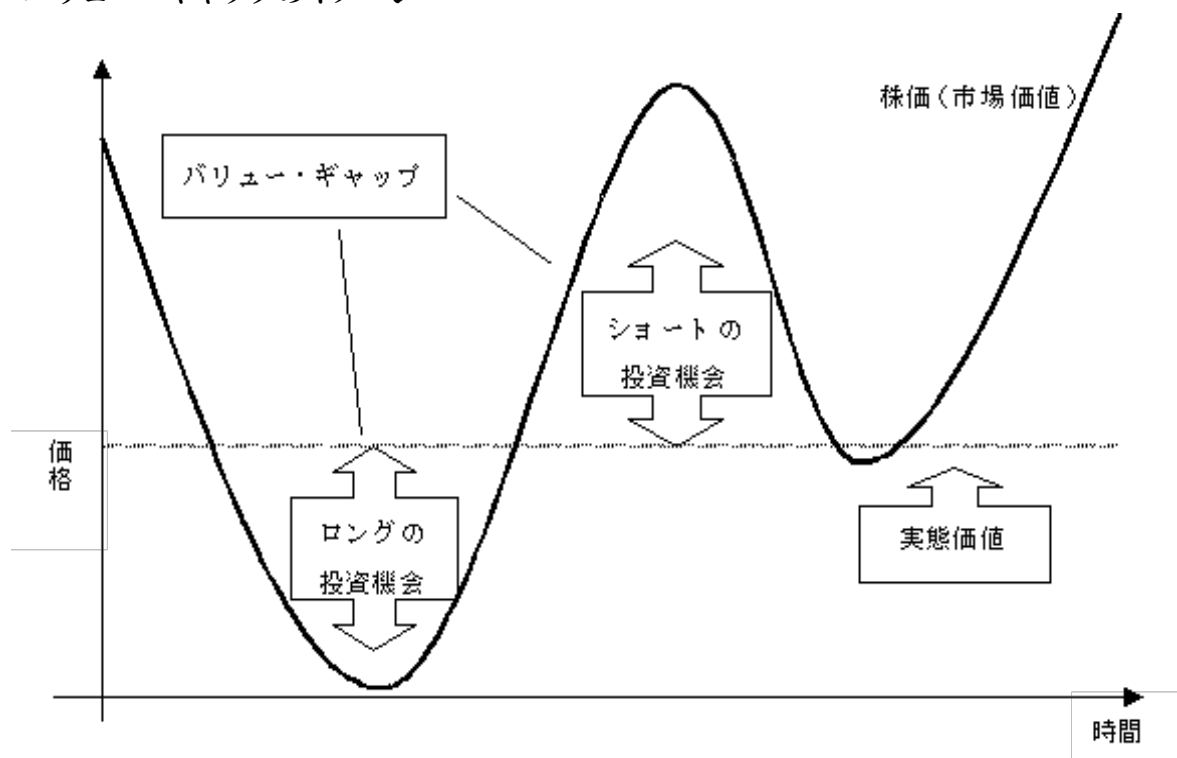


本ロング・ショート戦略においては、ロング・ポジションおよびショート・ポジションともに、この企業調査を基にして銘柄選択を行っています。
ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方に損失が発生した場合、通常の株式投資信託における損失よりも大きくなる可能性があります。
これを防ぐために、スパークスでは、個別企業の調査を徹底的に行うというマイクロ・レベルでの作業を日々間断なく丹念に繰り返しております。

投資プロセス



バリュー・ギャップのイメージ

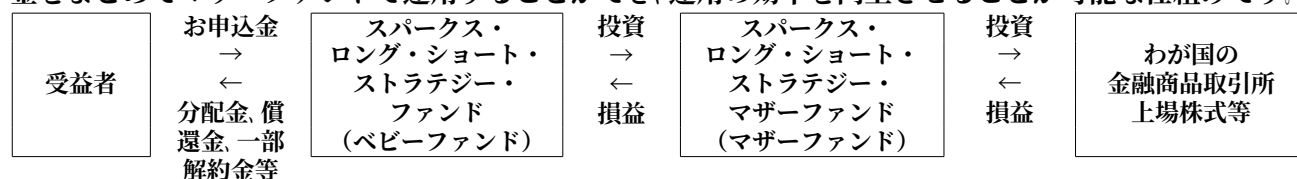


注) 上記はあくまで理解を深めるためのイメージ図です。
当ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。

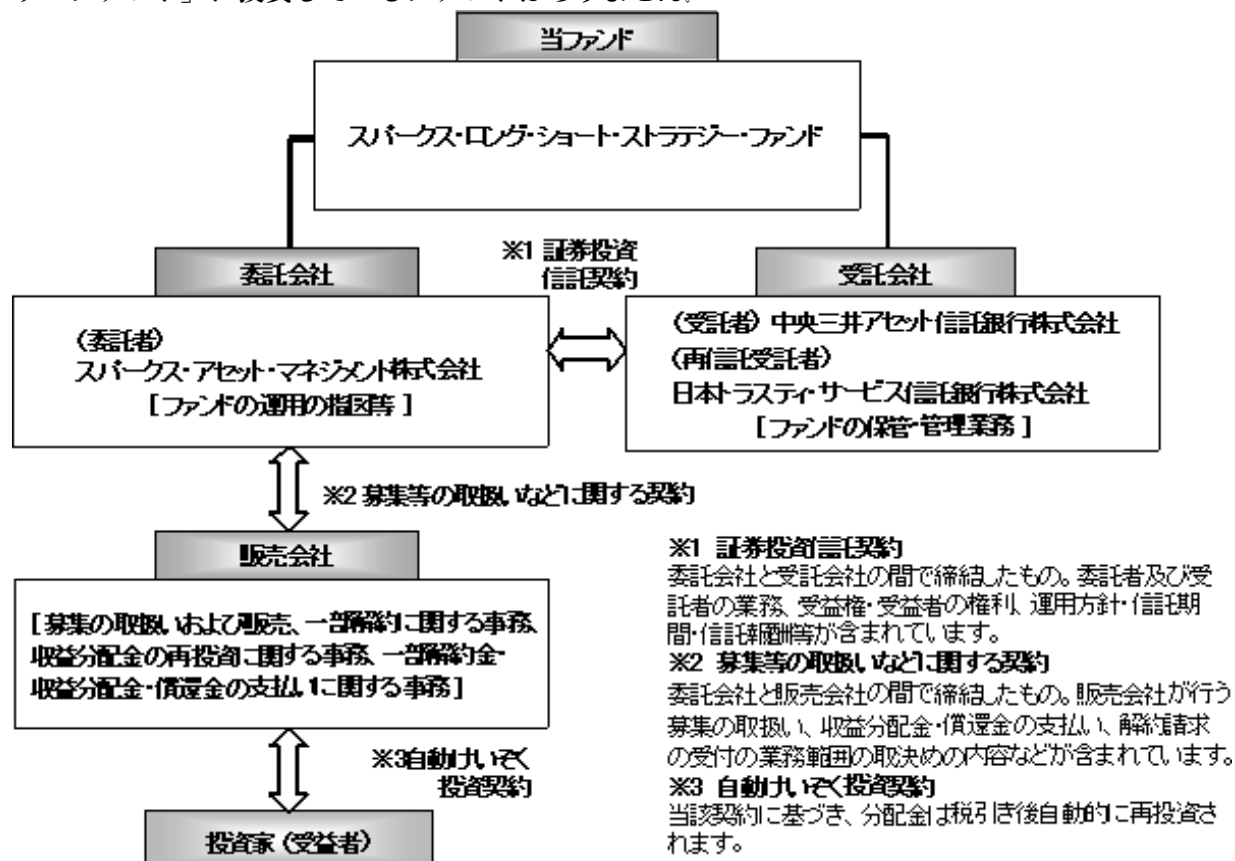
(2) 【ファンドの仕組み】

当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。複数のベビーファンドの資金をまとめてマザーファンドで運用することができ、運用の効率を向上させることが可能な仕組みです。



＊有価証券届出書提出日現在、当ファンド以外で「スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・マザーファンド」に投資しているファンドはありません。



＜委託会社の概況＞

a. 資本金 25億円（平成22年3月末日現在）

b. 会社の沿革

- 平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。
- 平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

c. 大株主の状況（平成22年3月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。また、資金動向、市況動向等によっては、金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。
- ②企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。
- ③組入銘柄の選択は、委託者が個々の会社訪問を行い、バリュース・ギャップとカタリストを総合的に判断し決定します。ここでいうバリュース・ギャップとは、企業の競争力・経営陣の質・潜在成長性を主として3年間の収益予想と事業リスクを勘案した上で計測される企業の実態価値と市場というコンセンサスで実際に決定・値付けされている株価との差（ギャップ）のことを指します。また、このバリュース・ギャップが収縮、つまりは株価が実態価値へと収斂するプロセスを促すための触媒・起爆剤と訳されるものがカタリストです。
- ④有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑦純資産総額の範囲内で、委託会社の判断で株式の信用取引による売建てを行います。

(2)【投資対象】

- ①主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、金融商品取引所上場株式に実質的に投資します。また、資金動向、市況動向等によっては、金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。詳しい投資対象は以下の通りです。
 - 1)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（約款第16条）
 - (a)有価証券
 - (b)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - ・先物取引等
 - ・スワップ取引
 - ・金利先渡取引
 - (c)金銭債権
 - (d)約束手形
 - 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a)為替手形
- ②投資対象とする有価証券（約款第17条第1項）

委託者は、信託金を主としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

 - 1)株券
 - 2)国債証券
 - 3)地方債証券
 - 4)特別の法律により法人の発行する債券
 - 5)社債券（新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券（以下「分離型新株予約権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）

- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株予約権証券（分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。）
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品（約款第17条第2項、第3項）

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

1) 先物取引等の運用指図（約款第23条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託者は、金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の運用指図（約款第24条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 金利先渡取引の運用指図（約款第25条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

①スパークス・アセット・マネジメント株式会社では、平成22年3月末日現在、運用事業グループが運用・調査を担当しており、下記的意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

②意思決定プロセス

- a. 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。
- b. ファンドマネージャーは「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。投資政策委員会は、社長、運用調査部門、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

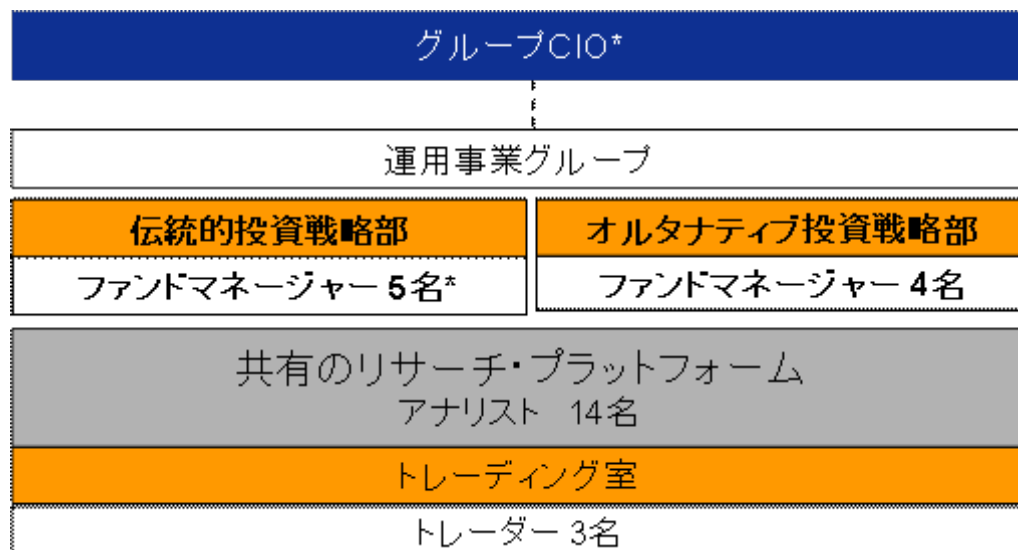
③議決権の行使指図に関する基本的考え方

議決権の行使指図にあたっては、受益者又は顧客の利益に供することを目的とし、運用資産に組入れられる株式価値の増大、又はその価値の毀損防止の観点から判断します。また、具体的な議決権行使については社内規程及び議決権行使ガイドラインに基づいてこれを行います。

④委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社）に対して、S A S 70（受託業務に関わる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受け取っており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

■スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成22年3月末日現在）



(※) 一部のファンドに関しては共同ファンドマネージャーを兼務。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

① 約款で定める投資制限

1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限 1))

2) 外貨建資産への投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限2))

3) 株式および派生商品の実質買建て金額（ロング・ポジション）の合計額と株式および派生商品の実質売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。有価証券の実質買付けおよび有価証券先物取引等による実質買建て（ロング・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。有価証券の実質売付けおよび有価証券先物取引等による実質売建て（ショート・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3) 投資制限 3) 12) 13))

4) 新株予約権証券への投資制限（約款第17条第5項）

委託者は、取得時において、信託財産に属する新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

5) 投資信託証券への投資制限（約款第17条第4項）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

6) 同一銘柄の株式への投資制限（約款第20条第1項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、

信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

7) 同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第20条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

8) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第21条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

9) 投資する株式等の範囲（約款第19条）

- (a) 委託者が投資することを指図する株式、新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株予約権証券については、その限りではありません。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

10) 信用取引の指図範囲（約款第22条）

- (a) 委託者は、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引については、一般信用取引制度を主として利用いたします。信用取引による実質売建て金額は、有価証券先物取引等による実質売建て想定元本との合算（ショート・ポジション合計）で純資産総額の範囲内とします。
- (b) 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (d) 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第26条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 有価証券の空売りの指図範囲（約款第26条の2）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または13)の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13) 有価証券の借入れ（約款第27条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

14) 資金の借入れ（約款第35条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令に定められた投資制限

a. デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

（参考）

親投資信託：スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・マザーファンドの投資方針

(1) 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場および金利動向にかかわらず、投資対象有価証券の価格変動リスクを極力回避し、絶対値基準での信託財産の中・長期的に安定的な成長を図ることを目標として運用を行います。その目的達成のため、将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている株式を売建てする運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象は円建て資産としますが、日本企業が海外で発行した円建て転換社債なども対象とします。当ファンドは、市場環境に左右されない絶対的なリターンによって、中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。よって、当該ファンドに運用目標となるベンチマークは特に定めないこととします。

(2) 運用方法

① 投資対象

金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。
- 2) 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。
- 3) 組入銘柄の選択は、委託者が個々の会社訪問を行い、バリュエーション・ギャップとカタリストを総合的に判断し決定します。ここでいうバリュエーション・ギャップとは、企業の競争力・経営陣の質・潜在成長性を主として3年間の収益予想と事業リスクを勘案した上で計測される企業の実態価値と市場というコンセンサスで実際に決定・値付けされている株価との差（ギャップ）のことを指します。また、このバリュエーション・ギャップが収縮、つまりは株価が実態価値へと収斂するプロセスを促すための触媒・起爆剤と認識されるものがカタリストです。
- 4) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引を行うことができます。
- 7) 純資産総額の範囲内で、委託者の判断で株式の信用取引による売建てを行います。

③ 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。
- 3) 株式および派生商品の買建て金額（ロング・ポジション）の合計金額と株式および派生商品の売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。
- 4) 新株予約権証券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 5) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) 同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 8) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7

号および第8号の定めがある新株予約権社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- 9) 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行います。
- 10) スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。
- 11) 金利先渡し取引は約款第21条の範囲で行います。
- 12) 有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て（ロング・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て（ショート・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、株式および公社債などの値動きのある有価証券に投資し、有価証券先物取引などを活用することがありますので、基準価額は大きく変動します。従って、金融機関の預金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、ファンドは預金ではなく、預金保険の対象外です。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。受益権取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。また、登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

なお、基準価額の主な変動要因は以下のとおりです。

(1)株式投資リスク

当ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、当ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。株式市場には株価の上昇と下降の波があり、これが繰り返される傾向にあります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。

(2)中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、ジャスダック証券取引所上場株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(3)ロング・ショート戦略固有のリスク

当ファンドは主に一般信用取引による売建て（ショート・ポジション）取引を行いますので、信用取引により売建てた株式が値上がりした場合、基準価額が下落する要因となります。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方が誤っていた場合、実現損・評価損に関わらず双方に損失が発生するために、通常の株式投信における損失よりも大きくなる可能性があります。

(4)派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引やオプション取引などの派生商品に投資することがあります。派生商品の運用は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的で行うこともありますが、派生商品と価格変動リスクを回避されるべき原資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。また、これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

(5)一部解約による資金流出等に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。なお、当ファンドはマザーファンドの受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資するベビーファンドの資金流入の影響を受ける場合があります。

(6)運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社（以下「委託会社グループ」）が投資を行っている（検討している場合を含む）銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。したがって、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす

可能性があります。

(7)信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。これらは基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に解約等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

●法令・税法・会計方針などの変更に関する事項

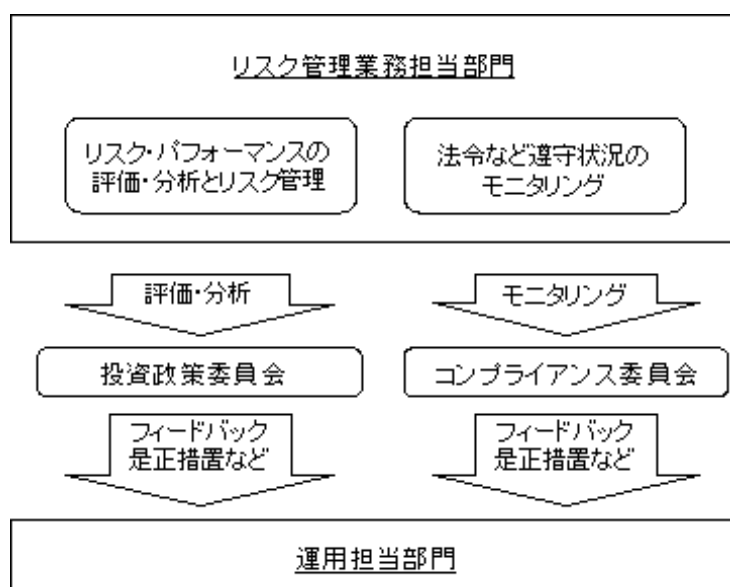
ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

●お申込・解約等に関する留意点

- ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や、一定の金額を超える解約の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

○投資リスクに対する管理体制（平成22年3月末日現在）

当社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の基準価額に乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

解約時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額は、次に掲げる①信託報酬と②実績報酬との合計額とします。

①信託報酬（約款第41条第1項、第2項）

- 1) 信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.995%（税抜1.90%）の率を乗じて得た金額とします。
- 2) 信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- 3) 信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年1.155% (税抜1.10%)	年0.735% (税抜0.70%)	年0.105% (税抜0.10%)
100億円超 500億円以下の部分	年1.05% (税抜1.00%)	年0.8505% (税抜0.81%)	年0.0945% (税抜0.09%)
500億円超の部分	年0.945% (税抜0.90%)	年0.966% (税抜0.92%)	年0.084% (税抜0.08%)

②実績報酬（約款第41条第3項）

- 1) 実績報酬は、計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額（本項においては、1万口当たりの基準価額をいい、当該日が決算期末の場合は、収益分配金控除前の基準価額をいいます。）が前営業日における下記に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の21（税抜100分の20）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。
- 2) 前記のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間の最初の6ヵ月終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日または毎計算期末において、当該日の基準価額（収益分配を行った計算期末においては、収益分配金控除前の基準価額）がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークも調整されるものとします。
- 3) 実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます）は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

（ご参考）

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
平成14年3月19日～平成14年9月18日	10,000円	9,668円
平成14年9月19日～平成15年3月17日	10,000円	8,868円
平成15年3月18日～平成15年9月17日	10,000円	10,752円
平成15年9月18日～平成16年3月17日	10,752円	11,909円
平成16年3月18日～平成16年9月17日	11,909円	12,426円
平成16年9月18日～平成17年3月17日	12,426円	12,775円
平成17年3月18日～平成17年9月17日	12,775円	13,596円
平成17年9月18日～平成18年3月17日	13,596円	15,050円
平成18年3月18日～平成18年9月17日	15,050円	14,069円
平成18年9月18日～平成19年3月19日	15,050円	13,720円
平成19年3月20日～平成19年9月17日	15,050円	13,144円
平成19年9月18日～平成20年3月17日	15,050円	11,469円
平成20年3月18日～平成20年9月17日	15,050円	11,535円
平成20年9月18日～平成21年3月17日	15,050円	10,598円
平成21年3月18日～平成21年9月17日	15,050円	10,688円
平成21年9月18日～平成22年3月17日	15,050円	10,774円
平成22年3月18日～平成22年9月17日	15,050円	—

（注）基準価額は実績報酬を含む信託報酬控除後のもので、1万口当たりの数字です。

なお、実績報酬の配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社
100億円未満	実績報酬額 × 97%	実績報酬額 × 3%
100億円以上500億円未満	実績報酬額 × 87%	実績報酬額 × 13%
500億円以上	実績報酬額 × 80%	実績報酬額 × 20%

実績報酬の留意点

毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。

従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

また、その実績報酬は、半期末ごとにファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ②信用取引や先物取引、オプション取引等に要する費用
- ③保管費用等
- ④借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑤信託財産に関する租税
- ⑥信託事務の処理に要する諸費用
- ⑦受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑧その他諸費用
 - 1) 受益権等の管理事務に関連する費用等
 - 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3) 目論見書の作成、販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 6) この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - 8) 会計監査費用

委託者は、上記⑧の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

〈投資対象とするマザーファンドに係る以下の費用〉

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

当該手数料等の上限額や合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

① 個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年から平成23年においては10%（所得税7%および地方税3%）となります。（平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

② 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）上記は平成22年3月末日現在の税法によるものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2010年3月31日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,966,247,662	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		62,403	0.00
合計（純資産総額）		2,966,310,065	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

銘柄名	数量	上段：簿価単価（円）	上段：簿価金額（円）	投資比率 (%)
		下段：評価単価（円）	下段：評価金額（円）	
スパークス・ロング・ショート・ ストラテジー・マザーファンド	2,126,799,787	1.9599	2,892,295,091	100.00
		1.3947	2,966,247,662	

(注)上記の資産の種類は親投資信託受益証券、発行地は日本です。

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,149,284,800	72.46
国債証券	日本	299,965,058	10.11
投資証券	日本	37,994,500	1.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		478,941,389	16.15
合計（純資産総額）		2,966,185,747	100.00

(注) 信用取引により売建てている株式（日本）の時価合計は、481,532,000円、投資比率は16.23%となっております。

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：買値単価 (円) 下段：評価単価 (円)	上段：買値金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第7回国庫短期証券	2010/4/12 0%	200,000,000	99.99 99.99	199,991,880 199,991,880	6.74
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	53,500	2,965.00 3,090.00	158,627,500 163,315,000	5.57
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	379,000	330.95 349.00	123,740,975 131,761,000	4.53
4	日本	株式	第一生命保険	保険業	795	140,000.00 140,000.00	111,300,000 111,300,000	3.75
5	日本	国債証券	第9回国庫短期証券	2010/6/21 0%	100,000,000	99.97 99.97	99,973,208 99,973,208	3.37
6	日本	株式	三井物産	卸売業	57,200	1,517.00 1,571.00	86,772,400 89,861,200	3.03
7	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	183,100	476.00 490.00	87,155,600 89,719,000	3.02
8	日本	株式	商船三井	海運業	115,000	642.08 671.00	73,839,704 77,165,000	2.60
9	日本	株式	エヌ・ティ・ティ都市開発	不動産業	955	76,930.01 79,000.00	74,237,488 76,235,000	2.57
10	日本	株式	カブコン	情報・通信業	37,900	1,641.00 1,766.00	62,193,900 66,931,400	2.26
11	日本	株式	ダイキン工業	機械	16,500	3,680.00 3,825.00	61,088,000 63,495,000	2.14
12	日本	株式	リポタ	機械	74,000	837.00 852.00	61,938,000 63,048,000	2.13
13	日本	株式	川崎汽船	海運業	168,000	353.02 373.00	59,308,780 62,664,000	2.11
14	日本	株式	キリンホールディングス	飲料品	41,000	1,301.00 1,379.00	53,341,000 56,539,000	1.91
15	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	70,200	774.00 801.00	54,334,800 56,230,200	1.90
16	日本	株式	ディー・エヌ・エー	サービス業	75	698,000.00 692,000.00	52,380,000 51,900,000	1.75
17	日本	株式	日本電産	電気機器	4,900	9,390.00 10,020.00	46,011,000 49,098,000	1.66
18	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	21,200	2,071.97 2,259.00	43,925,906 47,890,200	1.61
19	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	13,200	3,269.99 3,300.00	43,163,904 43,560,000	1.47
20	日本	株式	一陽設	不動産業	12,500	3,293.85 3,100.00	41,173,165 38,750,000	1.31
21	日本	株式	I S R	化学	19,500	1,892.00 1,953.00	36,894,000 38,083,500	1.28
22	日本	株式	日本製鋼所	機械	32,000	1,033.00 1,071.00	33,056,000 34,272,000	1.16
23	日本	株式	H O Y A	精密機器	12,800	2,453.00 2,569.00	31,398,400 32,893,200	1.11
24	日本	株式	住友商事	卸売業	29,600	1,019.00 1,075.00	30,162,400 31,820,000	1.07
25	日本	株式	電気化学工業	化学	79,000	371.73 402.00	29,367,028 31,758,000	1.07
26	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,400	20,820.00 22,340.00	29,148,000 31,276,000	1.05
27	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	98	293,196.57 311,500.00	29,223,460 30,527,000	1.03
28	日本	株式	日本硝子	ガラス・土石製品	16,000	1,890.00 1,907.00	30,240,000 30,512,000	1.03
29	日本	株式	S M C	機械	2,400	12,473.02 12,690.00	29,935,267 30,456,000	1.03
30	日本	株式	ジェイ・エフ・イー・ホールディングス	鉄鋼	8,000	3,609.53 3,765.00	28,876,315 30,120,000	1.02

(注)国債証券の業種欄には、償還日、利率を表示しております。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	8.93
		銀行業	8.60
		機械	8.20
		不動産業	6.20
		海運業	4.71
		卸売業	4.59
		輸送用機器	3.87
		保険業	3.75
		サービス業	3.39
		情報・通信業	3.29
		化学	2.88
		小売業	2.75
		食料品	2.15
		建設業	1.48
		非鉄金属	1.31
		その他金融業	1.24
		精密機器	1.11
		ガラス・土石製品	1.03
		鉄鋼	1.02
		石油・石炭製品	0.93
		倉庫・運輸関連業	0.54
		その他製品	0.50
国債証券（国内）			10.11
投資証券			1.28
合計			83.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	上段：簿価（円） 下段：評価（円）	投資比率 (%)
株価指数 オプション	日本	大阪証券 取引所	大証日経平均株価指数オプション P1005	買建	15	726,150 255,450	0.01

(注)オプションの評価額は、プレミアムの金額を表示しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2010年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円） （分配落）	純資産総額（円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
1期	（2003年3月17日）	27,986,431,524	27,986,431,524	0.8868	0.8868
2期	（2004年3月17日）	12,288,163,986	12,288,163,986	1.1909	1.1909
3期	（2005年3月17日）	12,622,439,149	12,622,439,149	1.2775	1.2775
4期	（2006年3月17日）	10,280,276,561	10,280,276,561	1.5050	1.5050
5期	（2007年3月19日）	7,238,626,992	7,238,626,992	1.3720	1.3720
6期	（2008年3月17日）	4,817,847,631	4,817,847,631	1.1469	1.1469
7期	（2009年3月17日）	3,426,983,471	3,426,983,471	1.0598	1.0598
8期	（2010年3月17日）	2,914,047,815	2,914,047,815	1.0774	1.0774
	2009年3月末日	3,394,975,864	—	1.0651	—
	2009年4月末日	3,260,099,805	—	1.0439	—
	2009年5月末日	3,283,804,032	—	1.0664	—
	2009年6月末日	3,258,869,758	—	1.0719	—
	2009年7月末日	3,226,570,947	—	1.0713	—
	2009年8月末日	3,205,857,874	—	1.0810	—
	2009年9月末日	3,102,008,936	—	1.0592	—
	2009年10月末日	3,007,773,097	—	1.0505	—
	2009年11月末日	2,858,244,280	—	1.0152	—
	2009年12月末日	2,917,597,652	—	1.0462	—
	2010年1月末日	2,927,598,594	—	1.0618	—
	2010年2月末日	2,860,136,148	—	1.0494	—
	2010年3月末日	2,966,310,065	—	1.1041	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 （円）
1期	自 2002年3月19日 至 2003年3月17日	0.0000
2期	自 2003年3月18日 至 2004年3月17日	0.0000
3期	自 2004年3月18日 至 2005年3月17日	0.0000
4期	自 2005年3月18日 至 2006年3月17日	0.0000
5期	自 2006年3月18日 至 2007年3月19日	0.0000
6期	自 2007年3月20日 至 2008年3月17日	0.0000
7期	自 2008年3月18日 至 2009年3月17日	0.0000
8期	自 2009年3月18日 至 2010年3月17日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 （分配落）円	当期末 1口当たり純資産 （分配付）円	収益率 %
1期	自 2002年3月19日 至 2003年3月17日	1.0000	0.8868	△11.3
2期	自 2003年3月18日 至 2004年3月17日	0.8868	1.1909	34.3
3期	自 2004年3月18日 至 2005年3月17日	1.1909	1.2775	7.3
4期	自 2005年3月18日 至 2006年3月17日	1.2775	1.5050	17.8
5期	自 2006年3月18日 至 2007年3月19日	1.5050	1.3720	△8.8
6期	自 2007年3月20日 至 2008年3月17日	1.3720	1.1469	△16.4
7期	自 2008年3月18日 至 2009年3月17日	1.1469	1.0598	△7.6
8期	自 2009年3月18日 至 2010年3月17日	1.0598	1.0774	1.7

（注）収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額。以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年3月19日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成18年10月1日 ファンドの委託者としての業務をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社からスパークス・アセット・マネジメント株式会社へ承継。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 販売会社の本・支店・営業所等で毎営業日にお申しいただけます。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 買付申込時限

申込期間は平成22年6月17日から平成23年6月16日までです。

＊申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

申込の受付は、午後3時までです。

当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(3) 買付申込に係る制限

委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の取得申込に対して制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付申込の受付を中止すること、および既に受付けたお買付申込を取り消すことがあります。

(4) 買付適用価額

取得申込受付日の基準価額です。

(5) 買付（申込）手数料

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の基準価額に乗じて得た金額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、分配金の再投資により取得する口数については手数料はかかりません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額の支払い

販売会社が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。

＊取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 毎営業日に販売会社で解約の請求ができます。

解約請求の単位は、1口単位です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金請求時限

換金請求の受付は、午後3時までです。

当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

(3) 換金適用価額

解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(4) 換金請求に係る制限

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の実行請求の受付を中止することができます。解約の実行の請求受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行請求を撤回できます。

ただし、受益者がその解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の実行請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える解約の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 解約手数料

解約時の手数料はありません。

(6) 解約代金の支払い

解約代金は解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

＊解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。

基準価額とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産額をいい、委託会社の営業日において日々算出されます。

なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：スパルス）他、委託会社、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 【ホームページ】 http://www.sparx.co.jp/ 【電話番号】 03-5435-8200 (受付時間：営業日の 9:00~17:00)
--

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成14年3月19日から平成24年3月19日とします。ただし、下記ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年3月18日から翌年3月17日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始さ

れるものとしします。

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

毎決算時（原則として3月17日、休日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。個別元本により普通分配金と特別分配金が計算されます。

分配金は税金を差し引かれた後、自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件

イ、委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が30億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ、委託者は、イの事項について、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ、ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ、ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの繰上償還をしません。

ホ、委託者は、繰上償還をしないこととしたときは、繰上償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ、ハからホまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ハの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

②約款の変更

イ、委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ、委託者は、イの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ、ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ、ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの約款の変更をしません。

ホ、委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容およ

び有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

⑤公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

2【受益者の権利等】

①分配・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。なお、分配金は税金を差し引かれた後、自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。償還金は、原則として、償還日から起算して5営業日目までにお支払します。また、受益者が償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

③反対者の買取請求権

繰上償還または約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑥受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

第4【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成20年3月18日から平成21年3月17日まで)並びに第8期計算期間(平成21年3月18日から平成22年3月17日まで)については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成20年3月18日から平成21年3月17日まで)については、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、第8期計算期間(平成21年3月18日から平成22年3月17日まで)につきましても、同内閣府令附則第16条第2項による経過措置を適用し、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第7期計算期間(平成20年3月18日から平成21年3月17日まで)、及び第8期計算期間(平成21年3月18日から平成22年3月17日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】

スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (平成21年3月17日現在)	第8期計算期間末 (平成22年3月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,245,284	32,462,299
親投資信託受益証券	3,423,698,473	2,911,689,336
未収入金	—	7,469,431
未収利息	78	61
流動資産合計	3,464,943,835	2,951,621,127
資産合計	3,464,943,835	2,951,621,127
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	7,469,431
未払受託者報酬	1,922,788	1,539,549
未払委託者報酬	34,610,134	27,711,923
その他未払費用	1,427,442	852,409
流動負債合計	37,960,364	37,573,312
負債合計	37,960,364	37,573,312
純資産の部		
元本等		
元本	※1 3,233,462,422	※1 2,704,695,891
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193,521,049	209,351,924
（分配準備積立金）	1,260,390,196	1,056,736,632
元本等合計	3,426,983,471	2,914,047,815
純資産合計	3,426,983,471	2,914,047,815
負債純資産合計	3,464,943,835	2,951,621,127

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期計算期間 自 平成20年3月18日 至 平成21年3月17日	第8期計算期間 自 平成21年3月18日 至 平成22年3月17日
営業収益		
受取利息	56,371	8,604
有価証券売買等損益	△196,331,874	108,655,336
営業収益合計	△196,275,503	108,663,940
営業費用		
受託者報酬	4,255,798	3,268,706
委託者報酬	76,604,254	58,836,799
その他費用	2,885,252	1,829,618
営業費用合計	83,745,304	63,935,123
営業利益又は営業損失（△）	△280,020,807	44,728,817
経常利益又は経常損失（△）	△280,020,807	44,728,817
当期純利益又は当期純損失（△）	△280,020,807	44,728,817
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,954,488	△293,839
期首剰余金又は期首欠損金（△）	616,915,428	193,521,049
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,490,815	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,490,815	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	139,909,899	29,191,781
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,909,899	29,191,781
分配金	※1 0	※1 0
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193,521,049	209,351,924

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期計算期間 自 平成20年3月18日 至 平成21年3月17日	第8期計算期間 自 平成21年3月18日 至 平成22年3月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第7期計算期間末 (平成21年3月17日現在)	第8期計算期間末 (平成22年3月17日現在)
※1計算期間末日における受益権の総数	3,233,462,422口	2,704,695,891口
2 1口当たり純資産額	1.0598円	1.0774円
(1万口当たり純資産額)	(10,598円)	(10,774円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期計算期間 自 平成20年3月18日 至 平成21年3月17日	第8期計算期間 自 平成21年3月18日 至 平成22年3月17日
※1 分配金の計算過程 該当事項はございません。	※1 分配金の計算過程 該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期計算期間(自 平成20年3月18日 至 平成21年3月17日)

該当事項はございません。

第8期計算期間(自 平成21年3月18日 至 平成22年3月17日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

区分	第7期計算期間 自 平成20年3月18日 至 平成21年3月17日	第8期計算期間 自 平成21年3月18日 至 平成22年3月17日
期首元本額	4,200,932,203円	3,233,462,422円
期中追加設定元本額	16,898,424円	—
期中一部解約元本額	984,368,205円	528,766,531円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第7期計算期間末 (平成21年3月17日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,423,698,473	△208,532,939
合計	3,423,698,473	△208,532,939

第8期計算期間末 (平成22年3月17日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,911,689,336	102,987,172
合計	2,911,689,336	102,987,172

3. デリバティブ取引関係

第7期計算期間(自 平成20年3月18日 至 平成21年3月17日)

該当事項はございません。

第8期計算期間(自 平成21年3月18日 至 平成22年3月17日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年3月17日現在)

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	スパークス・ロング・ショート・ ストラテジー・マザーファンド	2,141,105,476	2,911,689,336	
合計		2,141,105,476	2,911,689,336	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年3月17日現在)	(平成22年3月17日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,206,271,651	270,912,380
株式		1,128,951,720	2,086,535,650
国債証券	※2	1,099,575,668	699,926,686
投資証券		—	34,048,800
プット・オプション(買)		—	726,150
未収入金		11,442,259	85,271,459
信用取引預け金		366,012,506	493,730,973
未収配当金		1,284,600	1,746,653
未収利息		2,303	510
その他未収収益		14,006	28,679
差入委託証拠金		48,147,000	—
流動資産合計		3,861,701,713	3,672,927,940
資産合計		3,861,701,713	3,672,927,940
負債の部			
流動負債			
信用売証券		376,172,900	520,862,300
派生商品評価勘定		18,813,150	—
未払金		41,856,572	231,284,910
未払解約金		—	7,469,431
その他未払費用		1,217,632	1,541,583
流動負債合計		438,060,254	761,158,224
負債合計		438,060,254	761,158,224
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,609,924,130	2,141,105,476
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		813,717,329	770,664,240
元本等合計		3,423,641,459	2,911,769,716
純資産合計		3,423,641,459	2,911,769,716
負債純資産合計		3,861,701,713	3,672,927,940

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年3月18日 至 平成21年3月17日	自 平成21年3月18日 至 平成22年3月17日
----	------------------------------	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会の売買統計値（平均値）の何れかに基づいて評価しております。 — (3)信用売証券 個別法に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する最終相場によっております。	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)国債証券 同左 (3)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (4)信用売証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2)オプション取引 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。	(1)先物取引 同左 (2)オプション取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 同左

(注) 追加情報

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の改正により、平成21年9月24日以降、ジャスダック上場株式については基準値段での評価から最終相場で評価する方法に変更しました。

(その他の注記)

区 分	(平成21年3月17日現在)
※1. 期首 期首元本額	平成20年3月18日 3,460,852,201円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成22年3月17日現在)

銘柄 コード	銘柄名	株式数 (株)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	備考
1803	清水建設	42,000	394	16,548,000	
2432	ディー・エヌ・エー	75	698,000	52,350,000	
2503	麒麟ホールディングス	41,000	1,301	53,341,000	
2685	ポイント	1,840	5,560	10,230,400	
2875	東洋水産	6,000	2,503	15,018,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	28,900	1,027	29,680,300	
3258	常和ホールディングス	2,700	1,209	3,264,300	
3268	一建設	11,100	3,300	36,630,000	
3332	J F E商事ホールディングス	44,000	381	16,764,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	15,500	2,066	32,023,000	
4021	日産化学工業	12,000	1,345	16,140,000	
4061	電気化学工業	49,000	373	18,277,000	
4185	J S R	19,500	1,892	36,894,000	
4217	日立化成工業	8,600	1,953	16,795,800	
4321	ケネディクス	325	27,710	9,005,750	
4689	ヤフー	628	35,400	22,231,200	
4755	楽天	411	67,100	27,578,100	
5016	新日鉱ホールディングス	64,500	454	29,283,000	
5333	日本碍子	24,000	1,890	45,360,000	
5563	日本電工	15,000	645	9,675,000	
5631	日本製鋼所	32,000	1,033	33,056,000	
5707	東邦亜鉛	51,000	433	22,083,000	
5713	住友金属鉱山	11,000	1,350	14,850,000	
6145	日特エンジニアリング	11,100	610	6,771,000	
6222	島精機製作所	6,100	2,065	12,596,500	
6257	藤商事	56	92,500	5,180,000	
6301	小松製作所	13,700	1,910	26,167,000	
6326	クボタ	74,000	837	61,938,000	
6367	ダイキン工業	16,600	3,680	61,088,000	
6473	ジェイテクト	17,300	979	16,936,700	
6501	日立製作所	340,000	331	112,540,000	
6503	三菱電機	90,000	815	73,350,000	
6594	日本電産	4,900	9,390	46,011,000	
6728	アルバック	3,600	2,385	8,586,000	
6762	T D K	1,600	5,910	9,456,000	
6861	キーエンス	1,400	20,820	29,148,000	
6923	スタンレー電気	10,300	1,715	17,664,500	
6963	ローム	3,100	6,480	20,088,000	
7012	川崎重工業	127,000	246	31,242,000	
7201	日産自動車	70,200	774	54,334,800	
7262	ダイハツ工業	33,000	902	29,766,000	
7267	本田技研工業	6,500	3,250	21,125,000	
7545	西松屋チェーン	17,000	895	15,215,000	

7741	HOYA	12,800	2,453	31,398,400	
7966	リンテック	13,300	1,813	24,112,900	
8031	三井物産	57,200	1,517	86,772,400	
8053	住友商事	29,600	1,019	30,162,400	
8078	阪和興業	61,000	401	24,461,000	
8251	パルコ	5,600	780	4,368,000	
8253	クレディセゾン	10,800	1,391	15,022,800	
8263	ダイエー	17,050	310	5,285,500	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	183,100	476	87,155,600	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	53,500	2,965	158,627,500	
8332	横浜銀行	48,000	432	20,736,000	
8766	東京海上ホールディングス	11,500	2,558	29,417,000	
8840	大京	121,000	183	22,143,000	
8848	レオパレス21	53,600	466	24,977,600	
8869	明和地所	13,600	499	6,786,400	
8870	住友不動産販売	3,810	3,900	14,859,000	
8915	タクトホーム	56	72,500	4,060,000	
8933	エヌ・ティ・ティ都市開発	763	77,100	58,827,300	
9104	商船三井	122,000	627	76,494,000	
9107	川崎汽船	126,000	355	44,730,000	
9302	三井倉庫	46,000	345	15,870,000	
9697	カプコン	37,900	1,641	62,193,900	
9792	ニチイ学館	14,400	819	11,793,600	
合計		2,371,114		2,086,535,650	

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年3月17日現在)

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第74回国庫短期証券	200,000,000	199,995,826	
	第79回国庫短期証券	200,000,000	199,982,400	
	第80回国庫短期証券	200,000,000	199,977,860	※
	第95回国庫短期証券	100,000,000	99,970,600	
合計		700,000,000	699,926,686	

種類	銘柄	口数 (口)	評価額 (円)	備考
投資証券	日本コマーシャル投資法人	35	4,151,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	38	4,560,000	
	オリックス不動産投資法人	21	8,883,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	15	7,620,000	
	ケネディクス不動産投資法人	34	8,421,800	
	ビ・ライフ投資法人	1	413,000	
合計		144	34,048,800	

※担保として以下の有価証券を差入れております。

第80回国庫短期証券

券面総額 200,000,000円

第2 信用取引契約残高明細表

(平成22年3月17日現在)

銘柄 コード	銘柄名	売建株数（株）	評価額（円）	備考
1801	大成建設	77,000	15,169,000	
1963	日揮	17,000	28,169,000	
2267	ヤクルト本社	8,000	22,056,000	
2502	アサヒビール	17,400	31,180,800	
2914	日本たばこ産業	133	44,355,500	
5423	東京製鐵	16,300	17,620,300	
5440	共英製鋼	5,700	10,567,800	
6417	SANKYO	3,300	15,031,500	
6856	堀場製作所	6,200	16,120,000	
6902	デンソー	11,600	30,519,600	
7003	三井造船	42,000	9,450,000	
8002	丸紅	54,000	30,564,000	
8058	三菱商事	6,300	14,786,100	
8252	丸井グループ	26,000	17,784,000	
8267	イオン	31,400	31,211,600	
8282	ケーズホールディングス	5,100	13,627,200	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	43,000	15,222,000	
8755	損害保険ジャパン	21,000	13,818,000	
9766	コナミ	9,600	17,078,400	
9843	ニトリ	4,350	32,059,500	
9983	ファーストリテイリング	5,600	94,472,000	
合計		410,983	520,862,300	

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成22年3月17日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 株価指数先物オプション取引 買建 プット	1,155,000	—	726,150	△428,850
合計	1,155,000	—	726,150	△428,850

注1. 時価の算定方法

株価指数先物取引（及びオプション取引）の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場
評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場
や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

注2. 株価指数先物取引（及びオプション取引）の残高は、契約額ベースで表示しております。

注3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

注4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2010年3月31日現在）	
I 資産総額	2,968,606,199 円
II 負債総額	2,296,134 円
III 純資産総額（I－II）	2,966,310,065 円
IV 発行済口数	2,686,544,004 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1041 円

（参考）スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・マザーファンド

純資産額計算書

（2010年3月31日現在）	
I 資産総額	3,520,170,671 円
II 負債総額	553,984,924 円
III 純資産総額（I－II）	2,966,185,747 円
IV 発行済口数	2,126,799,787 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3947 円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2002年3月19日 至 2003年3月17日	44,536,151,597 (0)	12,977,537,218 (0)
2期	自 2003年3月18日 至 2004年3月17日	2,044,089,669 (0)	23,284,605,728 (0)
3期	自 2004年3月18日 至 2005年3月17日	3,986,481,971 (0)	4,424,296,059 (0)
4期	自 2005年3月18日 至 2006年3月17日	577,662,192 (0)	3,627,272,148 (0)
5期	自 2006年3月18日 至 2007年3月19日	157,098,785 (0)	1,711,857,534 (0)
6期	自 2007年3月20日 至 2008年3月17日	6,923 (0)	1,074,990,247 (0)
7期	自 2008年3月18日 至 2009年3月17日	16,898,424 (0)	984,368,205 (0)
8期	自 2009年3月18日 至 2010年3月17日	－ (－)	528,766,531 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成22年3月末日現在）

資本金 25億円

発行可能株式総数 50,000株

発行済株式総数 50,000株

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年 9月 資本金5,000万円から25億円へ増資

(2)委託会社の機構（平成22年3月末日現在）

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めてある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

② 運用体制

1）スパークス・アセット・マネジメント株式会社では、平成22年3月末日現在、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

2）意思決定プロセス

イ、運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

ロ、ファンドマネージャーは「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。投資政策委員会は、社長、運用調査部門、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) 投資顧問業務

平成18年8月投資一任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社（平成12年3月社名変更後の商号：スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社））の業務を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

(2) 投資信託委託業務

平成18年8月証券投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）の事業を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年3月末日現在次の通りです。
（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	20	83,856
追加型証券投資信託	2	20,240
合計	22	104,096

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、第2期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,024		1,973
未収委託者報酬		574		340
未収投資顧問料	※2	994		488
前払費用		50		49
未収入金	※2	3,054		2
未収還付法人税等		137		72
繰延税金資産		14		—
その他		—		28
流動資産計		7,850		2,955
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	11	※1	20
工具、器具及び備品	※1	48	※1	34
有形固定資産合計		60		55
無形固定資産				
ソフトウェア		142		95
無形固定資産合計		142		95
投資その他の資産				
投資有価証券		1,707		1,645
差入保証金		49		18
その他		5		—
投資その他の資産合計		1,763		1,664
固定資産計		1,965		1,815
資産合計		9,816		4,770

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	143	48
未払手数料	※2 438	177
その他未払金	※2 655	※2 209
未払配当金	※2 3,500	-
賞与引当金	55	-
経営構造改革関連損失引当金	-	99
未払消費税等	11	-
流動負債計	4,805	535
固定負債		
繰延税金負債	4	50
固定負債計	4	50
負債合計	4,810	586
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	1,453	1,453
資本剰余金合計	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,046	347
利益剰余金合計	1,046	347
株主資本合計	4,999	4,301
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	△ 116
評価・換算差額等合計	6	△ 116
純資産合計	5,006	4,184
負債・純資産合計	9,816	4,770

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,927		2,269
投資顧問料収入		4,137		2,399
その他営業収益		—		4
営業収益計		7,065		4,673
営業費用				
支払手数料		2,087		1,514
広告宣伝費		24		5
公告費		1		0
調査費		238		304
委託計算費		113		101
営業雑経費				
通信費		7		6
印刷費		13		7
協会費		9		6
諸会費		2		0
その他営業雑経費		3		2
営業費用計	※1	2,501		1,951
一般管理費				
給料				
役員報酬		64		88
給料・手当		865		998
賞与		57		5
賞与引当金繰入額		360		—
交際費		9		6
旅費交通費		87		88
事務委託費		1,829	※1	1,246
租税公課		32		20
不動産賃借料		278		281
固定資産減価償却費		86		85
諸経費		171		139
一般管理費計		3,844		2,958
営業利益又は営業損失(△)		718		△ 236
営業外収益				
受取利息		6		6
有価証券利息		4		—
受取配当金		5		—
為替差益		—		76
雑収入		0		10
営業外収益計		17		93
営業外費用				
為替差損		40		—
雑損失		0		6
営業外費用計		41		6
経常利益又は経常損失(△)		693		△ 148
特別利益				
投資有価証券売却益		439		12
賞与引当金戻入額		—		55
前期損益修正益	※2	55	※2	33
特別利益計	※1	495		101
特別損失				
固定資産除却損	※3	1	※3	8
前期損益修正損	※4	330	※4	16
経営構造改革関連損失		—		203
特別損失計	※1	332		228
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		856		△ 275
法人税、住民税及び事業税		368		8
過年度法人税等修正益		△46		—
法人税等調整額		76		14
法人税等合計		398		22
当期純利益又は当期純損失(△)		458		△ 298

(3) 【株主資本等変動計算書】

	（単位：百万円）	
	前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,500	2,500
当期変動額	－	－
当期変動額合計	－	－
当期末残高	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,453	1,453
当期変動額		
資本準備金の取崩	△ 10,000	－
当期変動額合計	△ 10,000	－
当期末残高	1,453	1,453
その他資本剰余金		
前期末残高	－	－
当期変動額		
資本準備金の取崩	10,000	－
剰余金の配当	△ 10,000	－
当期変動額合計	0	－
当期末残高	－	－
資本剰余金合計		
前期末残高	11,453	1,453
当期変動額		
剰余金の配当	△ 10,000	－
当期変動額合計	△ 10,000	－
当期末残高	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,188	1,046
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600	△ 400
当期純利益又は当期純損失（△）	458	△ 298
当期変動額合計	△ 141	△ 698
当期末残高	1,046	347
利益剰余金合計		
前期末残高	1,188	1,046
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600	△ 400
当期純利益又は当期純損失（△）	458	△ 298
当期変動額合計	△ 141	△ 698
当期末残高	1,046	347
株主資本合計		
前期末残高	15,141	4,999
当期変動額		
剰余金の配当	△ 10,600	△ 400
当期純利益又は当期純損失（△）	458	△ 298
当期変動額合計	△ 10,141	△ 698
当期末残高	4,999	4,301

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	687	6
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 680	△ 123
当期変動額合計	△ 680	△ 123
当期末残高	6	△ 116
評価・換算差額等合計		
前期末残高	687	6
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 680	△ 123
当期変動額合計	△ 680	△ 123
当期末残高	6	△ 116
純資産合計		
前期末残高	15,828	5,006
当期変動額		
剰余金の配当	△ 10,600	△ 400
当期純利益又は当期純損失（△）	458	△ 298
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 680	△ 123
当期変動額合計	△ 10,821	△ 822
当期末残高	5,006	4,184

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。) 時価のないもの 総平均法に基づく原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 時価法	為替予約取引
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 8年～18年 器具備品 4年～20年 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法等の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法等に基づく方法に変更しております。 これによる損益への影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、法人税等の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税等に基づく方法により償却可能限度額まで償却が終了した後、残存価額を翌事業年度から5年間にわたって備忘価額まで均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益への影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 6年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 (3) 経営構造改革関連損失引当金 経営構造改革の実行に伴い発生する損失に備えるため、予定している構造改革の内容を勘案の上、その損失見積額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜処理によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度において、「現金」、「預金」として掲記されていたものは、当事業年度から「現金・預金」と表示しております。 (損益計算書) 前事業年度において、「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	_____ _____

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)		当事業年度 (平成21年3月31日現在)	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額		※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2 百万円	建物	5 百万円
工具、器具及び備品	116百万円	工具、器具及び備品	129百万円
※ 2 関係会社に対する資産及び負債		※ 2 関係会社に対する資産及び負債	
未収投資顧問料	325百万円	その他未払金	24百万円
未収入金	31百万円		
未払配当金	3,500百万円		
その他未払金	546百万円		
未払手数料	280百万円		

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 1 関係会社に対する取引		※ 1 関係会社に対する取引の主なもの	
営業費用	2,922百万円	事務委託費	611百万円
特別利益	40百万円		
特別損失	330百万円		
※ 2 前期損益修正益の内訳		※ 2 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度に帰属する投資顧問料収入についての修正であります。	
法定福利費の過年度計上額の訂正	14百万円		
過年度支払手数料の訂正	32百万円		
その他	9 百万円		
※ 3 固定資産除却損の内訳		※ 3 固定資産除却損の内訳	
器具備品	0百万円	ソフトウェア	4 百万円
長期前払費用	0百万円	建物	3 百万円
※ 4 前期損益修正損の内訳		※ 4 前期損益修正損の主な内容は、前事業年度に帰属する支払手数料についての修正であります。	
過年度投資顧問料の修正	330百万円		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月20日 定時株主総会	普通株式	600	12,000	平成19年3月31日	平成19年6月21日
平成19年8月8日 取締役会	普通株式	6,500	130,000	平成19年8月9日	平成19年8月9日
平成19年12月19日 取締役会	普通株式	3,500	70,000	平成19年12月19日	平成19年12月19日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	400	8,000	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	268	420	151
	小計	268	420	151
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,427	1,286	△140
	小計	1,427	1,286	△140
合計		1,696	1,707	11

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（百万円）	売却益（百万円）	売却損（百万円）
4,180	439	—

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	283	408	124
	小計	283	408	124
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,427	1,236	△190
	小計	1,427	1,236	△190
合計		1,711	1,645	△65

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1)取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる為替予約取引であります。 (2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 (3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる営業債権の為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図る目的で利用しております。 (4)取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 (5)取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限又は取引限度額等を定めた社内ルールに従い、総務人事部が行っております。	(1)取引の内容 同左 (2)取引に対する取組方針 同左 (3)取引の利用目的 同左 (4)取引に係るリスクの内容 同左 (5)取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限又は取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経営管理部が行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	前事業年度(平成20年3月31日現在)				当事業年度(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建 米ドル	179	-	179	0	-	-	-	-
合計		179	-	179	0	-	-	-	-

（前事業年度）

（当事業年度）

（注） 時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

期末残高がないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (百万円) 未払事業所税 1 賞与引当金否認 22 繰延税金資産合計 24 繰延税金負債 未払事業税 9 その他の有価証券評価差額金 4 繰延税金負債合計 14 繰延税金資産の純額 9	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (百万円) 経営構造改革関連損失引当金否認 40 繰越欠損金 29 その他の有価証券評価差額金 77 その他の税務調整項目 27 繰延税金資産小計 175 評価性引当額 △175 繰延税金資産合計 — 繰延税金負債 その他の有価証券評価差額金 50 繰延税金負債合計 50 繰延税金負債の純額 50 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.7 (調整) 寄付金 10.4 前期末払法人税等と実際納付額との差異 △5.4 加算税、延滞税等否認 0.3 交際費等永久に損金にされない項目 0.6 均等割り 0.3 その他 △0.4 税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.5

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	議決権等の所有 (被所有) 割合	事業の内容 または 職業	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,144	被所有100%	純粋持株会社	有	グループ管理会社	業務委託	762	未払金	190
								支払配当	10,600	未払配当金	3,500

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	議決権等の所有 (被所有) 割合	事業の内容 または 職業	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	スパークス証券株式会社	東京都品川区	186百万円	-%	証券業	係	国内顧客向けファンド等の締結及び販売業務	販売会社への手数料	481	未払手数料	106
	SPARK Investment & Research, USA, Inc.	米国ニューヨーク州	19千米ドル	-%	高価運用業	係	米国内での投資顧問業務	運用報酬の受取	188	未収投資顧問料	90
	SPARK Asset Management International, Ltd.	英国ロンドン市	1,000千ポンド	-%	高価運用業	有	取引における条件・新規顧客向けサービス業務	事務委託手数料	887	未払金	271
	SPARK International (Hong Kong)	中国香港特別行政区	8,411千米ドル	-%	高価運用業	有	海外系ファンドの運用・管理業務	販売会社への手数料	93	未払手数料	13
	SPARK Overseas Ltd.	英国領バミューダ群島	12千米ドル	-%	高価運用業	係	海外系ファンドの運用・管理業務	事務委託手数料	88	未払手数料	74
	SPARK Value GP, LLC	米国ニューヨーク州	1千米ドル	-%	高価運用業	係	海外系ファンドの運用・管理業務	運用報酬の受取	669	未収投資顧問料	244
	SPARK Value GP, LLC	米国ニューヨーク州	1千米ドル	-%	高価運用業	係	米国内ファンドの運用・管理業務	運用報酬の受取	96	未収投資顧問料	20

(注) 上記(1)～(2)の金額のうち、日本国内の会社については取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。又、日本国外の会社については取引金額及び期末残高に消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1). 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	(被所有) 直接100%	グループ管理会社	業務委託	611	未払金	24
							支払配当	400	-	-

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2). 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 または事業	議決権の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社の子会社	スパークス証券株式会社	東京都品川区	165百万円	証券業	なし	国内顧客向けファンド等の斡旋及び販売業務	販売会社への手数料	343	未払手数料	97
	SPARK Investment & Research, USA, Inc.	米国ニューヨーク州	10千米ドル	資産運用業	なし	米国内での投資顧問業務	運用報酬の受取	89	未収投資顧問料	6
							事務委託手数料	506	-	-
							販売会社への手数料	27	未払手数料	5
	SPARK Overseas Ltd.	英国領バミューダ諸島	12千米ドル	資産運用業	なし	海外露ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取	501	未収投資顧問料等	117

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。又、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2. 親会社又は主要な関連会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 100,133円73銭 1株当たり当期純利益 9,169円83銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 83,693円8銭 1株当たり当期純損失(△) 5,971円55銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	5,006	4,184
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	5,006	4,184
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	50,000	50,000

(注) 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)（百万円）	458	△298
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)（百万円）	458	△298
期中平均株式数（株）	50,000	50,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

1 中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		2,266
未収委託者報酬		364
未収投資顧問料		355
未収入金		2
未収収益		0
前払費用		37
流動資産合計		3,028
固定資産		
有形固定資産	※1	28
無形固定資産		69
投資その他の資産		
投資有価証券		1,593
差入保証金		13
固定資産合計		1,704
資産合計		4,732

(単位：百万円)

		第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額
(負債の部)		
流動負債		
預り金		9
未払手数料		157
その他未払金		244
未払費用		4
未払法人税等		8
未払消費税等	※2	4
その他		0
流動負債合計		428
固定負債		
繰延税金負債		43
固定負債合計		43
負債合計		471
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,500
資本剰余金		
その他資本剰余金		1,453
資本剰余金合計		1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		469
利益剰余金合計		469
株主資本合計		4,422
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 160
評価・換算差額等合計		△ 160
純資産合計		4,261
負債・純資産合計		4,732

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第4期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額
営業収益		
委託者報酬		909
投資顧問料収入		714
その他		2
営業収益合計		1,625
営業費用及び一般管理費	※1	1,509
営業利益		116
営業外収益	※2	7
営業外費用	※3	4
経常利益		119
特別利益	※4	6
特別損失	※5	3
税引前中間純利益		122
法人税、住民税及び事業税		1
法人税等調整額		-
中間純利益		121

(3) 中間株主資本等変動計算書

第4期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

(単位：百万円)

株主資本		
資本金	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	2,500 - 2,500
資本剰余金		
資本準備金	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	1,453 △1,453 -
その他資本剰余金	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	- 1,453 1,453
資本剰余金合計	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	1,453 - 1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	347 121 469
利益剰余金合計	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	347 121 469
株主資本合計	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	4,301 121 4,422
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	△ 116 △ 44 △ 160
評価・換算差額等合計	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	△ 116 △ 44 △ 160
純資産合計	平成21年3月31日 残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日 残高	4,184 77 4,261

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第4期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定して おります。）

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 主な耐用年数は、以下の通りであります。 建 物 8年～18年 器具備品 2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	90百万円
※2 消費税等の取り扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第4期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	6百万円
無形固定資産	26百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	2百万円
雑収入	5百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	3百万円
雑損失	1百万円
※4 特別利益のうち主要なもの	
経営構造改革関連損失引当金戻入益	6百万円
※5 特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	2百万円
固定資産売却損	1百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第4期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第4期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第4期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額（百万円）
その他	1,711	1,593	△117
合計	1,711	1,593	△117

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第4期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第4期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第4期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	85,238円26銭
1株当たり中間純利益金額	2,429円02銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間純利益（百万円）	121
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る中間純利益（百万円）	121
期中平均株式数（株）	50,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

平成22年5月20日開催の臨時株主総会にて、平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併すること並びに第一種金融商品取引業等を行うため等、定款の一部変更決議を行っております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名称 中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額 110億円（平成22年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成22年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

②販売会社

名称 日興コーディアル証券株式会社

資本金の額 100億円（平成22年3月末日現在）

事業の内容 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- ①受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

- ②販売会社：受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支払いに関する業務等を行います。

3【資本関係】

- ①受託会社：該当事項ありません。
- ②販売会社：該当事項ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成21年6月16日 有価証券届出書、有価証券報告書

平成21年12月17日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年5月14日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ロング・ショート・ストラテジー・ファンドの平成21年3月18日から平成22年3月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・ファンドの平成22年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[**委託会社の監査報告書\(中間\)へ**](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ロング・ショート・ストラテジー・ファンドの平成20年3月18日から平成21年3月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・ロング・ショート・ストラテジー・ファンドの平成21年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。